

平塚市余熱利用施設 指定管理者募集要項

令和8年6月

平 塚 市

「平塚市余熱利用施設指定管理者募集要項」

令和 8 年 6 月 平塚市

募集要項目次

1	施設の設置目的	・ ・ ・	1
2	施設の概要	・ ・ ・	2
3	指定管理者が行う業務	・ ・ ・	3
4	管理の基準	・ ・ ・	3
5	指定期間	・ ・ ・	4
6	経費等	・ ・ ・	4
7	自主事業に関する事項	・ ・ ・	5
8	平塚市と指定管理者の責任分担	・ ・ ・	6
9	応募資格	・ ・ ・	8
10	応募申請の手続き	・ ・ ・	9
11	現地説明会	・ ・ ・	1 1
12	募集に関する質問	・ ・ ・	1 2
13	選定方法	・ ・ ・	1 2
14	選定結果の通知及び指定手続等	・ ・ ・	1 3
15	協定の締結	・ ・ ・	1 3
16	モニタリング	・ ・ ・	1 4
17	監査	・ ・ ・	1 4
18	指定の取消し	・ ・ ・	1 4
19	法人税等について	・ ・ ・	1 4
20	その他	・ ・ ・	1 5
21	問合せ先	・ ・ ・	1 6

平塚市余熱利用施設指定管理者募集要項

平塚市余熱利用施設の設置及び管理等に関する条例第4条の規定に基づき、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（管理運営を実施する団体、以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集します。

1 施設の設置目的

（1）施設の目的

詳細は別紙平塚市余熱利用施設指定管理業務内容説明書（以下「業務内容説明書」という。）を参照してください。

（2）指定管理者に対し特に期待するもの

- ア 別紙「業務内容説明書」を参照し、施設の設置目的や市の考える施設管理運営の基本方針を理解するとともに、余熱利用施設でどのような施設運営を行えば、「平塚市総合計画～ひらつか VISION～」に位置付けられた関連戦略、施策（重点戦略：高齢者の想いに寄り添う環境づくり。分野別施策：健康、福祉。）の実現に寄与できるかを考えて事業を計画、実施してください。
- イ 民間事業者が有するノウハウを活用して、一定の年齢層や利用方法だけに捉われず、広く市民や地域が望む事業を把握・分析し、柔軟に反映した、効果的、効率的で創意工夫のあるサービスを提供するとともに、民間の企画力と競争力を活かして最小限のコストで高い効果を発揮できるよう緻密な施設運営を計画してください。
- ウ 居室の利用承認だけでなく、指定管理者が積極的に事業を開催し、活気あふれる施設となるよう事業計画を作成してください。特に居室ごとに想定する教室、講座、イベント等の開催内容、頻度、目標、収支計画などの具体的な提案を期待します。
- エ 全体として、利用者の目線に立って親しみやすく、また利用したくなるような魅力ある施設としてください。
- オ 維持管理は、利用者が快適かつ安全に過ごすことを優先しますが、最小限のコストでの達成を目指してください。

2 施設の概要

平塚市余熱利用施設

(1) 所在地 平塚市大神4丁目20番8号

(2) 施設概要

ア 開設時期 平成29年3月19日

イ 建物構造 鉄筋コンクリート（RC）造＋鉄骨（S）造、地下1階・地上2階建

ウ 敷地面積 3844.69㎡

エ 延床面積 2774.13㎡

オ 施設内容

施設名	専用面積(㎡)	共用面積(㎡)	計 (㎡)
健康増進センター (内、老人福祉センター581.24㎡は兼用)	1349.91		1349.91
町内福祉村	150.39	—	150.39
共用部分（倉庫・控室・廊下・階段等）		1273.83	1273.83
計	1500.30	1273.83	2774.13

カ 駐車台数：31台（うち2台は身障者用駐車場）

キ 駐輪台数：57台

ク 休館日

・月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）

・12月29日から翌年の1月3日までの日

(3) 利用状況等

施設別	利用内容	R4	R5	R6	R7
健康増進センター	健康増進室 (水中トレーニング室)	23,178人	21,786人	24,949人	28,165人
	トレーニング室 多目的室	12,887人	19,870人	19,035人	20,351人
健康増進センター (老人福祉センター 兼ねる)	浴場	26,137人	18,404人	38,005人	41,304人
	機能回復訓練室、集会室 教養娯楽室、健康相談室、 栄養指導室	16,048人	12,551人	19,514人	26,431人
町内福祉村	地域福祉活動等	—	—	—	—
合計		78,250人	72,611人	101,503人	116,251人

(4) 平塚市地域防災計画における使用目的等について

平塚市余熱利用施設は、平塚市地域防災計画で定められたとおり、災害発生時等に福祉避難所として使用することがあります。詳細は別紙「業務内容説明書」を参照してください。

3 指定管理者が行う業務

- (1) 利用の承認等に関すること。
- (2) 老人福祉事業に関すること。
- (3) 健康増進事業に関すること。
- (4) 市民相互の交流に関すること。
- (5) 地域福祉の充実にに関すること。
- (6) 施設の維持管理に関すること。
- (7) その他市長が必要と認める業務。

※具体的な業務内容については、別紙「業務内容説明書」によるものとします。
市が求める内容を十分に理解し、具体的な運営体制や運営方法を提案してください。

4 管理の基準

指定管理者は、地方自治法、平塚市余熱利用施設の設置及び管理等に関する条例及びその他関係法令等を遵守してください。また、当該施設の適正な管理運営のため、個人情報の保護に関する法律及び平塚市情報公開条例を遵守してください。

指定管理者は業務を行うに当たり、省エネルギーの徹底、温室効果ガスの排出抑制に努めてください。

また、業務上発生した廃棄物については、法律や市の定める条例等に従って指定管理者の責任において適正に処理するとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進に努めてください。

(1) 利用時間 午前9時から午後9時まで

- ・水中トレーニング室 午前9時30分から午後8時30分まで
- ・浴場 午前10時から午後8時まで

(2) 休館日

ア 月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）

イ 12月29日から翌年の1月3日までの日

ただし、指定管理者は、市民サービスや利便性の向上のために有効と認めるときは、市長の承認を得て、利用時間、又は、休館日を変更することがで

きることとします。

5 指定期間

令和9年（2027年）4月1日から令和14年（2032年）3月31日まで

6 経費等

余熱利用施設の利用料金は地方自治法第244条の2第8項及び平塚市余熱利用施設の設置及び管理等に関する条例第16条第1項の規定により、指定管理者の収入となります。

(1) 利用料金

施設の利用料金は、条例で定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を経て定めることができます。利用料金の見込額は施設の管理運営経費に充当しますが、見込額を上回る収入は指定管理者の利益とし、下回る場合は指定管理者の損失となります。

なお、利用料金の見込額は提案事項となり、評価の対象となります。

(2) 指定管理業務に伴うその他の事業収入

利用料金以外で指定管理業務を実施することにより得る収入（教室等の参加料等、実費程度）を指定管理業務に伴うその他の事業収入といい、指定管理者の収入となります。その他の事業収入の見込額は施設の管理運営経費に充当しますが、見込額を上回る収入は指定管理者の利益とし、下回る場合は指定管理者の損失となります。健康増進センター及び老人福祉センターの「事業内容」、「収支計画」及び指定管理業務に伴うその他の事業収入の見込額は提案事項となり、評価の対象となります。

(3) 指定管理料

ア 施設の管理運営に関する一切の経費は、(1)、(2)の収入見込額と市からの指定管理料をもって充てることとします。

市からの指定管理料（消費税及び地方消費税含む）は、業務内容説明書に記載する業務や水準等を適切に履行するための費用として、次の金額を上限としてください（「別紙 平塚市の想定収支予算書」を参照）。提案にあたっては、6～8ページに記載の責任分担表を加味して金額を算出してください。最終的な指定管理料は、応募者が提案した5年分の収支予算書の金額をベースに市と協議し、年度協定書により定めるものとします。

なお、指定管理業務を受託したことにより発生する税務署に納付する消費税及び地方消費税額等は、指定管理者の負担となります。

年度	指定管理料の上限額	備考
令和 9 年度 (2027 年度)	9 3, 7 2 9 千円	
令和 1 0 年度 (2028 年度)	9 6, 0 1 4 千円	
令和 1 1 年度 (2029 年度)	9 9, 3 7 7 千円	
令和 1 2 年度 (2030 年度)	1 0 3, 2 6 1 千円	
令和 1 3 年度 (2031 年度)	1 0 7, 6 6 3 千円	指定管理者の交代に伴う引継ぎ費用を含む。

イ 指定管理料は会計年度（４月１日から翌年の３月３１日まで）ごとに予算額の範囲内で年２回に分けて支払います。

※金額及び支払い方法は、年度ごとに締結する協定で定めます。

(4) 管理口座・区分経理

経理及び収入は、原則として団体自体の口座とは別の口座で管理してください。また、指定管理業務に係る経費とその他の業務に係る経費を区分して整理してください。

(5) 指定管理料の返還

指定管理者は、年間事業計画書等で規定した業務を実施しなかった場合や市で規定した職員の配置がされていなかった場合等は、指定管理料の当該経費に係る分の返還を市に行うこととします。また、光熱水費や修繕料等、市が負担する必要があると認める経費については、施設の特性や利用者の状況を考慮し、精算項目を設定します。

7 自主事業に関する事項

(1) 指定管理者が任意に行う業務（以下「自主事業」という。）

自主事業とは、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、市民の福祉及び健康の増進につながるサービスの向上のため、指定管理者が独自かつ補完的に実施する事業となります。実施の有無は任意となりますが、実施する場合は評価の対象となりますので、事業計画書において具体的に提案してください。なお、実施については、実施前に市へ事業計画書及び収支予算書を提出の上、承認を得ることとし、実施後には事業報告書等を提出してください。

(2) 自主事業の収支

自主事業の会計は、指定管理業務に係る会計とは明確に区別してください。指定管理者が自主事業に係る参加者負担金（実費程度）を設定することは差支えありません。残額（自主事業に係る収入から支出を引いた額）が発生した場合の当該残額の取り扱いは、市と協議の上、事前に決定します。自主事業に係る費用（人件費含む）及び損益等のリスクは全て指定管理者が負うものとしますので、指定管理料からの補填は出来ません。

8 平塚市と指定管理者の責任分担

平塚市余熱利用施設における市と指定管理者との責任分担について、次の表に掲げる項目に関しては、それぞれ分担することとします。

なお、詳細の規定については、市と指定管理者との協議の上、締結する協定において規定します。

種類	内容	市	指定管理者
物価、人件費変動	物価変動（インフレ、デフレ）又は人件費変動に伴う管理運営経費の増減		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増減		○
需要の変動	利用者の減少、需要見込みの誤りその他の事由による収入の減少		○
経費の増大・増加	指定管理者の要因による運営費用の増加		○
	市側の要因による運営費用の増大	○	
	施設の管理運営に関する法律等の変更による経費の増加	○	
法令等の変更	管理運営の基準等に直接影響を及ぼす法令変更（施設改修、設備保守点検の内容変更等）	○	
	当該指定管理に関わらず指定管理者に影響を及ぼす法令変更（最低賃金法、社会保障制度の変更等）		○
税制度の変更	管理運営の経費に直接影響を及ぼす税制変更（消費税率の変更等）	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす税制変更（法人税率、社会保障制度の変更等）		○
政治・行政的理由による事業変更	政治・行政的理由により、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合又は業務内	○	

	容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の当該事情による増加経費負担		
要求水準の未達成	協定等により定めた管理運営の要求水準が未達成な場合の対策経費の増加や指定管理料の減額等		○
不可抗力	不可抗力（地震、津波、落雷、暴風、豪雨、洪水、土砂崩壊、落盤、戦争、テロ、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う施設及び設備の修復	協議事項	
	不可抗力による業務の変更、中止又は延期	協議事項	
施設の利用許可等	施設の利用許可等に対する施設利用者からの苦情等への対応		○
運営リスク	施設管理上の不備若しくは瑕疵又は火災等による臨時休館等の運営リスク		○
	改修、修繕、保守点検等による施設の一部の利用停止	協議事項	
事業の中止・延期による損害	指定管理者の管理運営上の瑕疵によらない遅延又は中止	○	
	指定管理者の責任による事業の中止又は延期による損害		○
	指定管理者の事業放棄又は破綻による損害		○
資金調達等	運営上必要な初期投資及び運営資金の確保		○
施設・設備・備品の損傷	指定管理者による施設等の管理運営上の瑕疵又は責めに帰すべき事由による施設、設備、物品等の損傷		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できない小破修繕		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できない大規模修繕	○	
経年劣化や利用に伴う損耗による修繕	小破修繕		○
	大規模修繕	○	
資料等の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	上記以外	○	
周辺地域・住民及び	周辺地域との協調及び施設の管理運営業務		○

施設利用者への対応	の内容に対する住民又は施設利用者からの苦情、要望等への対応		
情報の安全管理	市の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩		○
第三者への賠償	管理運営業務の履行に伴い第三者に損害を与えた場合		○
	管理運営上の瑕疵によらない施設の構造上の問題等を起因として第三者に損害を与えた場合	○	
安全性の確保、環境保全	維持管理、運営における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む）		○
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生等の対応		○
事業終了時の費用	指定管理期間が終了した場合又は期間途中において業務を廃止した場合における事業者の原状回復費用及び新しい指定管理者への引継費用		○

9 応募資格

サービスの向上又は効率的な運営を図るため、複数の団体がグループを構成して応募することができます。この場合は構成する全ての団体について、現地説明会への参加及び応募資格のあることが必要です。また、あらかじめ共同事業体結成の協定書により定められた代表者が、申請手続等を行うものとします。

個人又は次の欠格事項に該当する団体等は応募できません。

- (1) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）により手続をしている法人
- (2) 国税、県税、市町村税等を滞納している法人
- (3) 法人でない団体の場合、団体の代表者が税（国税、県税、市町村税等）を滞納している団体
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する団体
- (5) 平塚市長、副市長、教育長及び議員並びにこれらの配偶者及び 2 親等内の同居の親族が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人である法人等
- (6) 平塚市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 9 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団及び第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等
- (7) その他法令等に違反している、又は違反するおそれのある団体

10 応募申請の手続き

(1) スケジュール

項 目	時 期
募集要項公表、申請書等配布	6月29日（月）～8月18日（火）
現地説明会	7月13日（月）〈参加申込み6日まで〉
質問の受付	7月14日（火）～7月21日（火）
質問への回答	8月3日（月）まで
応募申請書提出	8月4日（火）～8月18日（火）

(2) 申請書等配布場所

平塚市福祉部福祉総務課（平塚市役所1階 130番窓口）

〒254-8686 平塚市浅間町9番1号

土曜、日曜、休日、祝日を除く午前8時30分から午後5時00分まで

※申請書等については、市のホームページ内からダウンロードが可能です。

(3) 提出書類（共同事業体の場合、「◎」は構成団体ごとに提出）

	備考
ア 指定申請書（様式1-1）	
イ 共同事業体構成員届（様式1-2）※共同事業体での応募時のみ提出	
ウ 共同事業体協定書（様式1-3）※共同事業体での応募時のみ提出	
エ 共同事業体委任状（様式1-4）※共同事業体での応募時のみ提出	
オ 団体概要書（様式2-1）及び主要業務実績一覧表（様式2-2）	◎
カ 事業計画書（様式3-1）及び提案事業管理シート（様式3-2）	
キ 令和9年度～令和13年度 平塚市余熱利用施設管理業務収支予算書（様式4）	
ク 申請団体の定款、寄附行為、規約又はこれに類する書類	◎
ケ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	◎
コ 申請団体の、指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書	◎
サ 直近2か年の決算書類（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書	◎
シ 現在の組織、直近2か年の人員表（様式5）、人員体制を示す書類（以下の通り） ・社員就業規則（労働基準監督署の受付印が押印されたもの）【2期分】 ・短時間労働者の就業規則（パート、アルバイト、契約社員を対象とした規則で、労働基準監督署の受付印が押印されたもの）【2期分】	◎

・賃金規程（労働基準監督署の受付印が押印されたもの）【2期分】 ・育児介護休業規程（労働基準監督署の受付印が押印されたもの）【2期分】 ・ハラスメントに関する規則（労働基準監督署の受付印が押印されたもの）【2期分】 ・時間外労働休日労働に関する協定届（36協定）【2期分】 ・実際の労働契約書（労基法第15条第1項に基づき、労働条件を明示しているもの。職種は問わない。（申請団体が従業員と適切な労働契約を行っていることを確認する資料であるため、指定管理業務に従事する者に限定しない。） なお、個人名、住所及び電話番号等の個人情報情報は黒塗りにすること。 ○正規社員 4名 ○短時間労働者 4名	
ス 次の納税証明書（滞納がないことの証明、直近2か年分） (ア)法人 国税、県税及び市町村税の納税証明書 (イ)法人でない団体 代表者の国税、県税、市町村税の納税証明書 ※ 県税及び市町村税の証明書については、法人、個人（法人でない団体の場合）ともそれぞれの本店の所在する都道府県及び市区町村又は代表者居住地の都道府県及び市区町村が発行するもの。 ※ 当市に納税義務がある場合は、市税納税証明書の代わりに市税完納証明書を提出	◎
セ 応募資格に挙げている資格を満たし、欠格事項のないことを誓約する書類（様式6）	◎
ソ 労働分野に関する質問回答書（様式8）	◎
タ 申請団体（共同事業体による申請の場合には全ての構成団体）の役員等氏名一覧表（様式7）	◎
チ 職員配置計画比較表（1週間単位）及び（1日単位）（様式9）	◎

(4) 提出方法

市が指定するK S Cオンラインストレージ等により、すべて電子データで提出してください。詳細は問い合わせ先に御確認ください。

(5) 応募申請書類の提出

ア 提出期間

8月4日（火）から8月18日（火）まで

土曜、日曜、休日、祝日を除く午前8時30分から午後5時00分まで

イ 提出先

市が指定するK S Cオンラインストレージ等（事前に問い合わせ先に御確認ください）。

(6) 留意事項

- ア 提出された書類は、軽微な修正を除き変更できません。
- イ 提出された書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- ウ 提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- エ 官公庁等の証明書類は、申請日から3か月以内に証明を受けたものとします。
- オ 提出書類、提案内容及び選定結果について情報公開請求が提出された場合、平塚市情報公開条例に基づき、請求者に開示されます。
- カ 指定管理者の選定事務等に関連して必要な場合、市は申請団体の承諾を得ず、無償で提出書類の内容を使用できるものとします。
- キ 応募に関して必要となる費用及び受託のための準備に係る経費は申請団体の負担とします。
- ク 応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。
- ケ 応募一団体（共同事業体）につき、提案は一案とします。複数の提案はできません。
- コ 単独で応募した団体は、共同事業体の構成員となることはできません。また、同時に複数の共同事業体の構成員となることはできません。
- サ 提出書類の作成に当たっては、日本語及びメートル法を使用してください。また、各様式に記載の留意点を踏まえ、具体的かつ簡潔に（具体的に要点を整理して）、過不足なく、記載してください。
- シ 市が必要と認めるときには、追加資料を求めることがあります。

11 現地説明会

(1) 現地説明会

応募方法、応募書類、指定管理者業務及び施設状況等について説明会を開催します。申請を予定される団体は必ず御参加ください。なお、参加されない場合は応募できません。複数の団体が共同事業体を構成して応募する場合、構成する全ての団体が説明会に参加することが必要です。

参加される団体は7月6日（月）午後5時までに所定の用紙で次の担当へメールでお申し込みください。

- ① 日 時 令和8年7月13日（月）午後2時～午後3時（予定）
（午後1時30分から集会室にて受付開始）

- ② 場 所 平塚市余熱利用施設
平塚市大神 4 丁目 2 0 番 8 号
集会室
- ③ 参加人数 1 団体 2 名以内
- ④ 申込み先 平塚市福祉部福祉総務課
メールアドレス：fukushi@city.hiratsuka.kanagawa.jp

(2) 説明会参加申込みの確認

参加申し込み受理後、3 日以内（休庁日を除く）を目安に、当課から申込書に記載の御担当者へ確認の連絡を電話またはメールにていたします。申込書送付後、3 日を超えても確認の連絡がない場合は、後述の問合せ先まで電話にて御連絡をくださるようお願いいたします。

12 募集に関する質問

募集に関する質問については、所定の様式で（1）の受付期間内に（2）の送付先までにメールにてお願いします。

メールの場合、表題に、『平塚市余熱利用施設指定管理の質問』とお書きください。

(1) 受付期間

令和 8 年 7 月 1 4 日（火）から令和 8 年 7 月 2 1 日（火）まで

※電話での問い合わせには応じられませんので御了承ください。質問に対する回答は 8 月 3 日（月）までに説明会の参加者あてにメールにて行う予定です。

(2) 送付先

平塚市福祉部福祉総務課

メールアドレス：fukushi@city.hiratsuka.kanagawa.jp

13 選定方法

指定管理者（候補団体）の選定についてはプロポーザル方式とし、申請団体からの提案を行い、平塚市附属機関設置条例に基づいて設置された「平塚市指定管理者選定等委員会」による審査を実施します。

(1) 提案

団体の代表者又は代理の方（原則 4 名以内）によるプレゼンテーションをお願いします。

日時、場所等については、申請団体に後日連絡します。

申請団体が多数の場合、平塚市指定管理者選定等委員会による書類審査を行い、提案を実施する団体の絞り込みを行うことがあります。

(2) 審査基準

審査は別紙「平塚市余熱利用施設指定管理者選定審査項目」に基づき採点しますので、プレゼンテーションの構成や時間配分もできるだけ審査基準に沿った具体的な提案をしてください。

各委員の採点結果において、得点が配点の6割以上とした委員が過半数であり、かつ、総得点が配点合計の6割以上の団体の中で最高得点団体を選定します。

(3) 次候補者の繰上げ

選定後、指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。この場合及び指定管理候補者側が業務を実施できない事態となった場合、第2位及び第3位の提案者を指定管理候補者としてことがあります。

1 4 選定結果の通知及び指定手続等

(1) 選定結果の通知及び公表等

選定結果は申請団体へ文書にてお知らせします。選定の経過及び結果の概要（団体名表記）を市のホームページを通じて公表します。

また、指定管理候補者となった団体が提出した事業計画書等の提案内容は、指定の手続に関連し、又は、実施予定事業の周知の一環として必要な場合、市は無償で使用し公表できるものとします。

さらに、指定管理候補者となった団体が所在地、代表者等、応募申請時の状況と何らかの変更が生じた際には、速やかに市へ報告するものとします。

(2) 指定手続

候補団体については、地方自治法第244条の2第6項に基づき指定管理者として指定する議案を平塚市議会に提案し、議決後に指定管理者として指定されます。

平塚市議会への上程は、令和8年12月定例会を予定しています。

1 5 協定の締結

議会の議決による指定に伴い、施設の管理に係る細目的事項、本市が支払うべき管理費用の額、危険負担等を定めるため、協議により協定を締結します。

(1) 基本協定

管理の基準、指定期間、管理業務に関する基本事項、精算、事業計画、指定の取消し、責任の区分、リスクの分担、利用者アンケート等のモニタリング、情報の公開、個人情報の保護、再委託、管理業務の報告書、財産管理、目的外使用など

(2) 年度協定

当該年度の業務内容、指定管理料の金額、精算の取扱い、その他市が必要と認める事項など。

※法令等の改正、行政的理由、需要変動及び市民要望に対応するため、年度ごとに市と指定管理業者で協議し、締結します。

1 6 モニタリング

施設の管理運営状況の把握等のため、市の指針に基づきモニタリングを行います。

1 7 監査

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく監査においては、施設主管課と一緒に対応を図ります。

1 8 指定の取消し

市議会の議決を経て指定管理者として指定する前に、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者の指定を行わないことがあります。

なお、市議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、当該平塚市余熱利用施設に係る業務及び管理の準備のために支出した費用等については、一切補償しません。

また、指定管理者の指定後、指定管理を行う施設の管理の適正を期すために本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

指定を取り消された団体は、当該施設の指定管理者となることができなくなります。辞退及び撤退をした団体は、その日から 3 年間当該施設の応募ができなくなる場合があります。

さらに、指定の取消し等があった場合には、違約金の支払が必要になることがあります。

1 9 法人税等について

指定管理者の応募団体については会社等法人にかかる市民税、指定管理者が新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等の納税義務者となる可能性がありますので、市役所市民税課諸税担当（0463-21-8767）又は固定資産税課償却資産担当（0463-21-8768）にお問い合わせください。

なお、国税については税務署、県税については県税事務所へお問い合わせく

ださい。

20 その他

(1) 引継ぎについて

指定管理者の指定の議決により、指定管理者が交代する場合は、指定後速やかに、現指定管理者（令和8年度までの指定管理者）、新指定管理者（令和9年度から13年度までの指定管理者）において管理業務の引継ぎを行います。また、今回の募集に係る指定管理期間終了後、引き続き指定管理者の指定を受けない場合は、指定期間終了までに、新指定管理者、次期指定管理者（令和14年度からの指定管理者）により、管理業務の引継ぎを行うこととします。

なお、管理業務引継ぎに要した経費は、それぞれの団体の負担とします。

(2) 定めのない事項が生じた場合の措置

本募集要項、業務内容説明書又は協定等について疑義が生じた場合又は定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者は誠意をもって協議し決定するものとします。

(3) 業務内容等に変更が生じた場合の措置

要項、業務内容説明書又は協定等に定める業務内容等について、市の政策等により変更が生じた場合は、市と指定管理者は誠意をもって協議し決定するものとします。

(4) 施設の存続等に疑義が生じた場合の措置

本市が進める公共施設の最適化の取組により、当該施設に再編等の可能性が生じた場合は、市と指定管理者は誠意をもって協議し決定するものとします。

(5) 災害等の発生に関する事項

指定管理者は市と別途、災害時協定を締結し、利用者等の安全な避難誘導や負傷者等に適切な処置を行うとともに、施設の安全点検や閉鎖措置を実施し、市が主体となり実施する福祉避難所等の開設や運営について、別紙「業務内容説明書」を参照し協力してください。

また、災害等の発生により施設が被災する等、施設の使用が不可能となった場合は、市の指示により指定管理者が行う業務の全部又は一部を一時停止することがあります。

2 1 問合せ先

〒254-8686 平塚市浅間町9番1号

電話：0463-21-9862(直通)

平塚市福祉部福祉総務課福祉総務担当

メールアドレス：fukushi@city.hiratsuka.kanagawa.jp